

# スポーツ施設利用案内

## ○第2町民グラウンド

### ア 利用できる施設と種目

- (ア) 第2町民グラウンド  
・ソフトボール 1面

### イ 利用できる時間

| 施設名       | 利用時間 |           |
|-----------|------|-----------|
| 第2町民グラウンド | 早朝利用 | 午前7時～午前9時 |
|           | 通常利用 | 午前9時～日没   |

※ 利用時間は、1時間単位です。

### ウ 利用の申込み

#### (ア) 一般予約

##### a 予約受付

- ・期間 利用する日の月から2か月前の月の初日～利用する日の当日
- ・方法 先着順に予約を受付（電話予約可）

##### b 受付時間

| 受付をする日時 |              | 受付をしない日                            |
|---------|--------------|------------------------------------|
| 火曜日～日曜日 | 午前9時～午後9時45分 | ・月曜日(祝日の場合はその翌日)<br>・12月28日～翌年1月4日 |

##### c 利用申請

- 原則として、利用する当日に体育館受付にて利用許可申請書を記入し、利用料を支払う。
- 当日の利用受付は、午後5時までとする。
- 早朝利用又は月曜日に利用する場合は、前日に申請して利用料を支払い、鍵を受け取る。

#### (イ) 優先予約

大会や合宿等で施設の全部、又は一部の利用を希望する場合は、優先予約ができます。

##### a 予約受付

- ・期間 利用する日の月から6か月前の月の初日～利用する日の月から3か月前の月の末日
- ・方法 先着順に予約を受付（窓口での受付のみとし、電話での予約は不可）

##### b 受付時間

| 受付をする日時 |              | 受付をしない日                            |
|---------|--------------|------------------------------------|
| 火曜日～日曜日 | 午前9時～午後9時45分 | ・月曜日(祝日の場合はその翌日)<br>・12月28日～翌年1月4日 |

##### c 利用申請

- 美浜町スポーツ施設優先予約申請書を記入し、事業計画書等(大会、合宿等の内容がわかるもの)を添付し、提出する。
- 内容を審査し、適当であると認められた場合は利用する日の5日前までに利用許可申請書を記入し、利用料を支払う。 ※ただし、利用料の還付はしない。

### エ 利用許可のできないもの

- 公の秩序、又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの。
- 施設、又はその附属設備等をき損するおそれのあるもの。
- 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるもの。
- その他管理上支障のあるもの。

### オ 利用上の注意

- 利用の権利を他に譲渡、又は転貸することはできません。
- 利用の変更、又は取消をする場合は速やかに連絡してください。
- 利用時間を厳守してください。
- 車は、駐車場内に駐車してください。
- 利用時間には、準備及び後片付けなどに要する時間を含みます。  
器具の出し入れ、利用後の清掃、又は整地は利用者が行ってください。

ゴミ・空き缶等を片付け持ち帰る様にしてください。

- (カ) 敷地内は全面禁煙です。
- (キ) 指定の場所以外での火気の使用は禁止します。また、杭などを打ち込まないでください。
- (ク) 危険物の持込み、動物の施設内への連行、施設内での飲酒、その他他人に迷惑のかかる行為はお断りします。
- (ケ) 許可を受けずに、物品の販売・陳列及び広告類の掲示・配布することなどは、禁止されています。
- (コ) 施設等は大切に利用し、き損した場合は実費弁償していただきます。
- (サ) 利用料の還付は、できません。
- (シ) その他、管理上必要な指示に反する行為を禁止します。

・以上の事項を遵守しない場合又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、利用の許可を取り消し、利用を中止させることがあります。